

平成 28年度 高松市事務事業評価表 (事中・事後評価)

事務事業名	情報公開事業		
部 局 名	総務局	課(室)名	コンプライアンス推進課
		電話番号	087-839-2155

【事業全体概要】まちづくりの目標：分権型社会にふさわしいまち

総合計画	政策	参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくり		主体	市	
	施策	多様なパートナーシップによるまちづくり		期間	平成 20年度～平成 27年度	
	基本事業	行政の透明性の向上		総事業費	96,657	
重点取組項目				特定財源	国	
関連根拠法令等					県	
事業区分		自治事務	種別	事中・事後	市債	
事業種類		単独			他	3,172
				一般	93,485	

事業の概要  
自治基本条例に規定する情報公開の徹底を図るため、情報公開条例に基づき、適正に情報公開を推進する。情報公開請求に対しては、条例に規定する手続きに基づき、全ての請求について適正に決定をする。また、非公開決定に対する異議申立についても条例の規定に基づき、情報公開審査会への諮問、答申を経て決定を行う。

【事業の目的と指標】

対象	情報公開請求を行える者(何人でも可)及び非公開決定に対する異議申立者	対象指標名	
		情報公開請求者数	非公開決定に対する異議申立者数
手段	市が保有する行政文書について公開請求があったときは、情報公開条例の規定に基づき、公開、非公開を決定し、請求者に対し通知する。併せて該当文書の閲覧及び写しの交付を行う。また、非公開決定を不服として、異議申立があったときは、情報公開審査会への諮問、答申を経て決定し、異議申立人に対し通知する。	活動指標名	
		情報公開請求受付件数	非公開決定に対する異議申立受付件数
意図	情報公開請求に対しては、条例に基づき適正な情報公開を実施するとともに、異議申立に対しても、審査会の答申に基づき決定することにより、適正な情報公開を推進する。	成果指標名	
		情報公開請求件数に対する決定件数	異議申立件数に対する決定件数
結果	市の諸活動について、条例に基づき適正な情報公開を推進することにより、市民等に対する説明責任を全うし、また、市民等の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な市政を実現する。	効率指標名	
		コスト10万円当たりの情報公開請求と異議申立の受付件数	

【指標値および事業費の推移】

指標名	単位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	目標値	目標年度
対象指標	人	1,298	1,921	1,860	1,300	平成 27年度
	人	1	0	0	0	平成 27年度
活動指標	件	1,272	1,908	1,825	1,300	平成 27年度
	件	1	0	0	0	平成 27年度
成果指標	件	1,272	1,908	1,825	1,300	平成 27年度
	件	1	0	0	0	平成 27年度
効率指標	件 / 1	17.91	27	25.73	17.85	平成 27年度
トータルコスト	[千円]	7,108	7,200	7,092		
(事業費)	[千円]	230	188	183		
(職員人件費)	[千円]	6,878	7,012	6,909		

【環境変化等】

開始時周辺環境(背景)	現状周辺環境	今後周辺環境(予測)	住民意向分析
市が保有する公文書(当時の呼称)を市民からの請求に基づき公開することにより、市政に対する理解と信頼を深めるなど、市と市民が一体となった「より開かれた市政」の実現を目指して、「公文書の公開に関する条例」を昭和61年10月に施行し、公文書公開制度がスタートした。	公開度を高めるために、請求権者を市民に限らず、広く市内外の法人及び個人に拡大するとともに、対象文書の範囲を拡大して、新たに「情報公開条例」を平成13年4月に施行し、情報公開の推進に努めている。	自治基本条例の三原則の一つとして「情報共有の原則」を定め、そのために情報公開の徹底を図ることとしており、市政情報の公開を求めるニーズは、今後更に増高すると考えられる。また、情報公開度を更に高めるために、各種の情報についての「行政資料化」を検討実施する必要がある。	情報公開において、請求手続きの簡便化、公開までの日数の縮減、公開度アップ等の要望が寄せられている。

【妥当性評価】

1. 事業の実施主体として市の関与は妥当か A 法令等により市が実施しなければならない 市が保有する情報の公開に関するものであるため、市が実施する必要がある。
2. 事業の上位目標である施策に貢献しているか A 貢献度が大きい 情報公開の推進により、自治基本条例に定める「情報公開の徹底」や「説明責任の全う」に寄与している。
3. 成果を上げるため、またコストを削減するため、対象あるいは意図（目指す状態）を拡充・縮小する必要があるか A 必要性はない 情報公開を請求できる者を「何人でも」と規定しており、これを縮小することは情報公開制度を後退させることとなる。
4. 事業を廃止・休止した場合に影響があるか A 影響は大きい 市の施策に反することとなり、その影響は大きく、廃止・休止をすることはできない。
5. 市民協働の実施状況はどうか（どのような市民参画・市民活動との連携等を実施したか） 市の保有する非公開情報を含む行政文書の公開に関するものであり、これを市民と協働することはなじまない。

【有効性評価】

6. 事業の成果（成果指標値）を向上させる余地はあるか A 向上余地はない 既に100%達成しており、引き続き100%で推移するよう努める。
7. 事業執行上の見直しを行ったか（昨年度何か業務の見直しを行ったか） A 実施済み/実施する必要がなかった 既に見直しを行うとともに、条例に基づきこれまでも適正に実施してきており、特に見直しをする必要はなかった。なお、市民サービスの向上及び更なる事務の簡素・効率化を図るため、引き続き、行政文書の「行政資料化」を推進する。
8. 成果目標値に対する実績値（達成度）はどうだったか B 目標どおり達成できた 行政文書公開請求件数に対する決定件数の割合は100%で目標を達成した。

【効率性評価】

9. 成果を達成するための活動量（活動目標値に対する実績値）はどうだったか A 目標以上に達成できた 公開請求受付件数は増加の一途をたどっており、市民等の「知る権利」への認識の深まりの表れである。
10. コスト縮減ができたか C 少し縮減できた 平成27年度は公開決定に対する異議申立がなく、情報公開審査会を開催しなかったことから、結果として経費の削減となった。

【一次評価】

評価区分	継続														
情報公開の徹底と説明責任の全うを図るため、現行の制度を継続することが必要である。															
	改革案	期待効果													
内容	改革案なし。	阻害要因なし。  <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	成果	向上				維持				低下			
	成果			向上											
維持															
低下															
	阻害要因	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加					
	コスト														
	削減	維持	増加												

【二次評価】

評価区分	継続
情報公開制度をさらに推進するため、現行の制度を継続する必要がある。	